

子どもの社会的養護における ファミリーホームの意義と課題 — 一家庭養護寮及び里親型グループホームの実践を通しての考察 —

藤田 航介

はじめに

研究の目的

子どもは親またはその家庭のもとで大切にされ育つのが自然である。社会的養護においては、一般的には施設養護よりも家庭的養護がより望ましいものとされ、里親制度は、家庭環境を奪われた子どもたちに家庭的養護を提供する重要な役割を担っている。

しかし、現在の里親制度は危機に陥っている。それは、里親の数の減少や里親制度の認知が低いこと、研究の遅滞などが顕著に表している。また、実際に里親が子どもを養育する上での制度的課題も多い。欧米諸国では里親養育が一般的なのに対し、日本では里親養育が1割、施設養護が9割で、いまだに施設養護に偏重しているのが現状である。津崎は、低劣な施設最低基準と施設養護の偏重というあり方について、「提供者側の権益・都合が圧倒的に子どものニーズに優先されてきたわけである。」⁽¹⁾と批判している。

そうした中、2009年改正児童福祉法の成立により、小規模住居型児童養育事業、いわゆるファミリーホーム（以下、FH）が事業化された。FHは、地域社会において特定の養育者が5～6人の子どもを養育する新たな家庭的養護の形態である。FHは、「子ども・子育てビジョン」（厚生労働省2010）では2014年度までの目標数値が140か所とされ、また、すでにそれに迫る勢いで開設されており、里親、施設に続く第三の社会的養護の位置を獲得していく可能性をもっていると考えた。

本稿は、子どもにとって最も有益な養護形態は何か、というような内容を論じるものではない。多様な子どものニーズの充足のためには、選択肢としてより多様な養護の形態が整備され、それぞれが有する意義や役割を明確にしたうえで、相互に連携することが必要である。しかし、FHについての先行研究はまだ少ないため、その意義や役割について十分な研究が成されているとは言い難い。先行研究から、FHが里親制度の補完的な役割を果た

すことは認められるが、多くは「施設と里親の中間的な形態」など曖昧な表現にとどまっていることが多いのが現状である。しかしFHは、こうした里親の補完的な役割にとどまらず、社会的養護において独自の意義を有するのではないだろうかと考えた。

FHにどのような子どもを委託するかは、措置権を有する各自治体の児童相談所に任されることとなるが、FHの設置に慎重な自治体など、設置数には地域格差がみられる。今後、FHが家庭的養護の担い手として普及するためには、施設養護や里親制度に準じた制度という枠にとどまらず、その意義が明確にされる必要がある。

以上のことを踏まえて本稿では、新たな養護形態であるFHが、子どもの社会的養護においてどのような意義をもつのか、またその課題は何か、ということ进行を明らかにすることを目的とする。

研究方法

本稿では資料分析と文献研究を行う。研究の対象として、わが国のFHの起源と考えられる神戸・大阪市の家庭養護寮や、自治体独自の里親型グループホーム（以下、里親型GH）の実践を振り返ることとする。養護形態としてのモデルであるこれらの実践を振り返ることは、まだ実践の浅いFHの意義や課題を考察する上で有益と考えたからである。

したがって本稿では、家庭養護寮、里親型GHの実践を通して、FHの意義や課題についての考察を行うこととする。

I. 家庭養護寮の実践

1. 家庭養護寮とは

(1) 事業内容

FHの起源として、神戸市の家庭養護寮制度に行き着くことができる。家庭養護寮とは、育児の専門的知識や技術をもった夫婦の家庭に、3人から5人の子どもを委託し、ある程度の手当を夫婦に支給するという⁽²⁾制度である。児童相談所から里親委託の形で子どもを措置され、養育を行った。当初は「小寮舎里親家庭」といわれ、1961年の運営要綱改正の際に、その名称も家庭養護寮に統一された。

家庭養護寮では、長期保護を必要とする子ども（養子には不適格、または縁組の同意が得られないなど）の健全な育成と社会化を図るため、一般地域社会の中の住宅において、

家庭的な雰囲気の中で育てることを目的としていた。また、寮母は、保母またはそれ以上の資格を有する家庭の主婦が望ましく、子どもの養育に専任でき、夫は別に職業をもっていること、という条件があった。

(2) 家庭養護寮の背景

家庭養護寮制度は、檜前神戸市民生局長の着想により、1960年に神戸市で発足され、翌1961年には大阪市でも実施された。この背景には、1958年の第9回国際社会事業会議、そしてホスピタリズム論争や欧米のグループホーム化の影響がある。

ホスピタリズム論争とは、施設入所児童にホスピタリズムの傾向がみられるという指摘から、児童養護施設や乳児院関係者の中で活発に議論された論争である。わが国においては、このホスピタリズム論争により、従来の施設養護という社会的養護のあり方を批判的に検討する機会となり、ホスピタリズムの克服に向けて、施設の家庭化や小規模化など新たな視点を取り入れられるようになった。

また、家庭養護寮は1949年頃の米国における group foster home（家屋が養育者の所有で妻が機関より手当を受けているもの）の影響を得たものといわれる。⁽¹⁾この他にも、group home（社会適応を目的とした12人から18人程度の非行傾向の子どもが対象）、professional foster home（情緒の治療が必要な2人から3人の子どもが対象）などがあり、これらのホームの特徴は、地域社会の中で養育を行うことにより、子どもができる限り正常な社会生活を営み、また、機関の指導によって専門的な養護指導が受けられること、さらには施設と地域社会との中間に位置し、アフターケアの役割など子どもが社会で自立するのをサポートすることなどであった。

(3) 家庭養護寮の動向

1961年には、神戸市と大阪市に事務局を置く「家庭養護寮促進協会」（現在の家庭養護促進協会）が設置された。家庭養護促進協会は、家庭養護寮制度の促進を目的として設立され、里親家庭の調整・推薦や、「愛の手運動」（里親を求めている子どもを新聞・ラジオで紹介する里親開拓）など、里親支援の役割を担った。家庭養護寮促進協会設立の背景には、家庭養護寮が里親制度の上に成り立つものである以上、両者は並行して発展していかなければならないという考え方があった。

最初の10年間で開拓、認定された家庭養護寮は、神戸市で16家庭、大阪市で4家庭、

委託児童数は、神戸市で115人、大阪市で20人とどまり⁽³⁾、わが国最初のグループホームの試みも理論的・実践的普遍化ができないまま、住宅問題、寮父母の老齢化などの課題を抱え、徐々に衰退の道をたどっていった。家庭養護寮がわが国におけるFHの先駆的实践であったにも関わらず、養護形態として普及することがなかった要因については、家庭養護促進協会は「活動の時期が早かった」⁽⁴⁾としている。

神戸市では、1991年に兵庫県が「家庭養護里親手当」として里子1名について1万円を加算することにしたのに応じて、1992年に神戸市も同じ制度を導入したことにより、家庭養護寮も事実上終了したことになっている。大阪市では制度改正を行いながらも、FHの制度化まで家庭養護寮の実践は続いた。なお、こうした関西の動向とは反対に、家庭養護寮制度化の20年後、関東では新しい養護形態として東京都や横浜市においてGHの実践が行われることとなる。

2. 家庭養護寮の意義

(1) 里親の職業化

1960年の家庭養護寮（小寮舎里親家庭）運営要綱では、家庭養護寮制度化の意義について「そこで里親制度をひろめ、その新しい分野を開拓する試みとして、里親と養護施設との中間的な機能もつ家庭寮を推進しようとするもの」としたのに対し、翌1961年の運営要綱改正では、その部分が「要保護児童の家庭養護という社会的機能に主眼をおく里親制度を広めるために、家庭養護寮を推進しようとするもの」と改められた。

この、家庭養護寮の根本の部分といえる「中間的な機能」について、小笠原は「児童の養護が、一般地域社会の正常な家庭基盤の上で、小集団においてなされ、養護の方法において専門性をもっている」⁽⁵⁾ことだとしている。つまり「中間的」とは、家庭的環境を基盤とした専門的な養育を指し、これが家庭養護寮の意義といえる部分であった。

また、岡村は家庭養護寮の意義について、「普通の家庭において個別的保護を与えると
いう里親制度の長所を生かしながらも、無料奉仕に甘えるという前近代性を取り除き、その代わりある程度の報酬を条件として、育児の専門的技術と住宅条件を要求するという近代的な合理性を備えている」⁽⁶⁾と述べている。里親制度がボランティアとして行われているという現状に対し、「里親の職業化」つまり、合理的な契約体制に基づく責任体制の中で、養育の専門性や養育環境の向上を図るという意義があったのである。

(2) 里親制度の普及

さらに家庭養護寮の運営要綱からは、家庭養護寮においても里親制度をひろめることをその目的の一つとしていたこともわかる。無料奉仕に近い当時の里親制度に対し、里親の養育に対してある程度の報酬を支払う有料里親制度を示すことで、養子縁組の代替物である偏向を清算していく役割を担っていたのである。

当時、里親制度は養子縁組の代替物、つまり、養子縁組が可能な子がまず里親委託されることが多く、養子には行けないが個別的な養育が必要という子どもが多かった。家庭養護寮は、こうした当時の状況に対応する全く新しい制度であった。

実際に家庭養護寮促進協会の取り組みも、家庭養護寮そのものを増やすことよりも、一般の里親家庭を増やすことに主眼がおかれるようになる。家庭養護寮が停滞するようになるとより一層そうした傾向がみられたが、一方で、里親家庭で経験を積み、将来的に家庭養護寮を目指すことも期待されていた。

また、松本は、1980年代の大阪市における高年齢児の里親委託の増加について、大阪市児童相談所と家庭養護促進協会の協働を評価している。⁽⁷⁾里親委託の中心は乳幼児でありながらも、大阪市では児童相談所と家庭養護（寮）促進協会の協力関係の下、高年齢児や障害児の委託が可能な専門里親を養成し、支援し得るまでになっている。家庭養護寮の促進を目的とした家庭養護（寮）促進協会は、現在も里親制度の普及に貢献している。

II. 里親型 GH の実践

1. 里親型 GH とは

(1) 事業内容

1980年代以降、いくつかの自治体において独自に里親によるグループホーム（以下、GH）を制度として導入する動きがみられるようになった。自治体によって違いはあったが、それらは概ね「里親ファミリーホーム」や「ファミリーグループホーム」などの名称で「里親の中で希望する人に6名程度の子どもを委託する」制度であった。なお、本稿では小規模住居型児童養育事業（FH）との混同を避けるために、これらを里親型 GH という名称で統一する。里親型 GH についての全国調査は少なく、小山らによるもの⁽⁸⁾⁽⁹⁾や、里親ファミリーホーム全国連絡会によるもの⁽¹⁰⁾⁽¹¹⁾などが主なものとなる。

1つの里親型GHの平均委託児童数は4.3人であり、また、養育を行なう里親については、団塊の世代を中心にした中高年の夫婦が、専門機関の支援を仰ぎながら、非虐待体験や発達障害を有している子どもの養育をしているという傾向があった。

里親型GH制度は2005年の時点では、東京都（1982年導入）、横浜市（1983年）、北海道（1989年）、川崎市（1989年）、茨城県（2002年）、群馬県（2002年）、千葉県（2003年）、宮城県（2005年）、福岡市（2005年）、の9つの政令市・都道府県で導入されていた。どの自治体も概ね同様に、要保護児童にできるだけ家庭的養護を提供することを目的として、制度の導入を行なっている。また、いずれの導入自治体でも里親委託率は全国平均を超えていた。⁽¹²⁾

(2) 横堀ホームの実践

里親型GH、そして現在のFHのモデルとして、群馬県の横堀ホームが挙げられる。横堀ホームは、児童養護施設の職員であった横堀夫妻が、家庭的養護の実践を目指し1982年に開設したGHである。当時はまだ国としては養護児童対象のGHは制度化されておらず、群馬県においても制度はなかったため、横堀夫妻は里親登録を行ない、里親としてGHの実践に入るという形式をとった。

横堀ホームでは、児童養護施設からの措置変更を必要とした子どもや、家庭や地域からの要望で同居することとなった子ども、障害をもつ子どもなどの委託を受けて養育してきた。また、子どもだけにとどまらず、18歳以上の障害をもつ人、ホームレス、身寄りのない高齢者などの受け入れも行なっている。認可施設でないという柔軟性・即応性を活かして、当時の施設体系では対応しきれないケースや、相談援助機関で断られたケースなど、多様なニーズに対応してきた。

横堀ホームでの実践の特徴は、地域の中で、あくまでも地域住民として生活する家であったことである。子どもたちは、横堀夫妻の家族関係を1つのモデルとして夫婦というものを理解し、さらに、近隣住民との付き合いを通じて一般家庭の暮らしぶりを見ることができた。また、地域住民から日々の生活に協力をしてもらうこともできた。⁽¹³⁾⁽¹⁴⁾

(3) 分園型GHとの違い

GHは里親型GHの他に、現在の地域小規模児童養護施設（以下、地域小規模）と、児童養護施設分園型自活訓練事業指定施設を含む分園型GHとに分けられた。地域小規模は、少

人数の定員や地域における家庭的な環境での養護といった特徴から、FH 及び里親型 GH と同様の機能を有していると考えられる養護形態であり、さらに本体施設とのつながりという点において大きな強みをもつ。

しかし地域小規模は、住み込みの職員を配置するなどしている施設もあるが、原則として養育者は交替制であり、夫婦である必要もない。また、分園型 GH についての調査では、里親とは異なり従事する職員にとって養育は「仕事」であるということがインタビューから指摘されている。⁽¹⁵⁾ こうした意識は、養育に少なからず影響を与えるものと考えられる。ここから、FH 及び里親型 GH は小規模のグループホーム形態の中でも、家庭的環境という面がより強調された形態であることがわかる。

2. 里親型 GH の意義

(1) 多様な子どもの委託

里親型 GH の養育者は夫婦であることに加えて、元施設職員であることも多く、子どもに対しては一般の養育里親と比べてかかわりの難しい子どもを養育することができた。また、里親型 GH のおよそ半数は里親登録をした里親⁽¹⁶⁾であり、養育里親としての力量が認められて多くの子どもを委託されるようになった結果、里親型 GH へ移行したことが考えられることから、同様にかかわりの難しい子どもを養育することができたと考えられる。

さらに、子どもの年齢が比較的高い場合の委託は、凝集性の高い集団である里親家庭に新しく入るのは難しく、また里親を家族として認識するものが少ないこと⁽¹⁷⁾など、里親委託の難しさが指摘されている。しかし GH は里親家庭に比べて、集団の凝集性が低いということが考えられる。GH であれば、高年齢児であっても、比較的容易に集団に入ることができるため、自立支援の面からも里親型 GH の意義は深い。

実際に里親型 GH についての調査でも、かかわりの難しい精神面・行動面で課題を抱える子どもの委託が多かったこと、また、子どもの委託時の年齢は幼児から中学生までと幅広く、高年齢児の委託も行われていたことが明らかにされている。⁽¹⁸⁾

こうした点から、かかわりの難しい子どもへの個別の対応や自立への支援という理由から、多様な子どもの委託が可能であることが里親型 GH の意義の一つであった。

(2) 地域住民の協力

里親型 GH の大きな特徴は、横堀ホームの実践からもわかるように、地域との交流が可能であるということである。児童養護施設から里親型 GH に措置変更になった子どもの変化に関する調査では、半数以上の子どもが「地域の子どもの望ましい交流」について変化したと挙げている。⁽¹⁹⁾多くのホームで、日ごろから PTA や町内会活動に積極的に参加を行っており、子どもの養育において地域社会とのつながりの意義は深い。

また、里親型 GH では、多くのホームで家事援助や学習指導などを行うボランティアを活用していたことに加えて、子どもの養育に際して半数以上のホームが地域からの手助けを受けていたことがわかっている。その内容はボランティアの活動内容のように子どもに対して特別に時間をとって行う手伝いというよりも、「日常生活で子どもと交流（声かけや遊び相手）」「理解と認知をしてもらっている」といったように、日常生活上での「手助け」が多い傾向にあり、地域住民がボランティアとは異なる機能を担っていたことが明らかにされている。⁽²⁰⁾子どもの養育は、養育者のみならず地域全体で行うことが必要であり、また里親型 GH ではそれが可能であったということがわかる調査内容といえる。

3. 里親型 GH の課題

(1) サポート体制の未確立

里親型 GH についての調査では、「養育者の過度の負担」と「休息が保障されないこと」が指摘されており、⁽²¹⁾里親制度とは異なり、レスパイトに関する規定がなかったことが課題であった。里親型 GH では、夫婦以外の養育者や補助員の確保が困難なこともあり、休暇、レスパイトなど、サポート体制の確立が課題であったと考えられる。

さらに、運営上の課題として、里親型 GH は国としての制度がなかったことから、運営資金の拡充が問題となった。補助金の対象内容として人件費補助などがあつたが、実際には資金面の事情から、1 ホームあたりの養育者数が 2.57 人であったことから⁽²²⁾もわかるように、養育者を雇用する人件費の不足が課題となった。補助員を雇えないことが養育者への過度の負担にもつながったと考えられる。また、多くのホームでボランティアを活用していたという実情は、こうした背景からとも考えられる。養育環境の安定のために必要な要件として、補助員を雇えるような十分な人件費の保障や住宅手当の拡充など、幅広い財政的支援の充実が求められた。

(2) 子どもの委託要件

里親型 GH に委託対象となる子どもについて各自治体の運営要綱を比較すると、概ねどの自治体も「この事業の対象児童は、養護に欠ける児童のうち、その生育歴、性向等から判断して、グループホームで養育することが望ましいと児童相談所長が判断する児童とする」⁽²³⁾といった内容となっている。実際に里親型 GH への全国調査でも、子どもの受け入れ基準はホームごとに異なっている状況が明らかにされている。⁽²⁴⁾ 対象となる子どもについては曖昧な表現にとどまっているため、措置権を有する各児童相談所によるケースマネジメントに任されることとなる。

また、認定の取り消しの取り消しについては、概ねどの自治体も「正当な理由がないにもかかわらず、委託児童数等の実績が著しく不良なとき」⁽²⁵⁾と明記されており、委託の成功報酬的なかたちであった。東京都のように「委託児童数が3人以下の期間が3か月以上継続したとき」と具体的に明記している自治体もあった。しかし小山らは里親型 GH の調査を通して、養育の規模が小さいためにそのときどきの委託されている子どもの状況の影響を受けやすいことを指摘している。⁽²⁶⁾ よって、入所定員については、定員を埋めるために空きが出たら機械的に委託するのではなく、子どもの状況に応じた弾力的な運用が求められることとなるが、ここでも各児童相談所によるケースマネジメントが重要となる。

なお、里親型 GH について、児童相談所が連携先として最も多かったにもかかわらず、支援体制の不満として児童福祉司の専門性など、児童相談所に関する不満が全体的に強かったことも指摘されている。⁽²⁷⁾

III. 考察

1. これまでの制度との違い

ここまででは、FH のモデルとなった家庭養護寮、里親型 GH の実践を概観してきた。こうしたこれまでの実践から社会的養護において地域での小規模 GH 形態による養護の意義の深さについて確認できたと考える。それらを踏まえて、わが国における FH の意義、そしてこれからの課題を考察していく。

FH と家庭養護寮及び里親型 GH は、①地域社会の中にある、②民家と変わらない住居、③家族的集団構成、④養護・生活内容の自由さ、⑤生活費の独立採算性、⑥多人数養育、などを共通の特徴とした実際の養育内容から、同様の意義をもつと考えられる。つまり、

家庭養護寮が果たした「里親の職業化」「里親制度の普及」という意義や、里親型 GH が果たした「多様な子どもの委託」「地域住民の協力」という意義は、養護形態の近似性から FH にも当てはまるものと考えられる。

しかし、これまでの GH 形態による養護を行なった家庭養護寮や里親型 GH が自治体独自の制度であったのに対し、FH は国の制度による事業であるという点で異なる。つまり、第二種社会福祉事業に位置づけられる「事業者」であることが、FH 独自の意義ではないだろうか。

2. FH の意義と課題

(1) FH への期待

家庭養護寮や里親型 GH など里親による小規模グループの養護形態の実践をふり返ることを通して得られた、FH の「家庭的養護を提供する事業者」という独自の意義から、①事業者としての「委託しやすさ」、②事業者としての専門性の向上、③地域社会とのつながりなどの意義を有することがわかる。

①について、FH は事業としての位置付けから、運営と養育に透明性が求められており、補助員という第三者が養育に加わることも併せて、里親制度と比べより閉鎖性が少ないということが意義として考えられる。こうした透明性は、実親の理解、不安感の解消にもつながるだろう。こうした事業者としての「委託しやすさ」という意義を活かして、家庭復帰が見込めない子どもや低年齢児のみならず、実親の同意が困難な子や高年齢児などに対しても、家庭的養護を拡充していくことが期待される。

②について、FH の事業としての厳密な養育者要件は、里親手当より比較的優遇された予算と引き換えに子どもの養育に専門性を期待するものと考えられる。里親型 GH において被虐待体験や発達障害などかかわりの難しい子どもが多かった現状を踏まえると、FH の養育者は、家庭的養護であってもある程度の専門性が求められるのは必至であり、養育の専門職としての意識が問われる。現在はまだ里親や里親型 GH からの移行が多くを占めるが、施設職員などによる開設も可能である。そうした子どもの福祉に深い理解のある養育者という点から、かかわりの難しい子どもに対しての専門的な養育の役割や、研修などへの積極的な参加による専門性の向上が期待できる。

③について、FH は事業であるため、子どもは養育者の扶養には入らずそれぞれが世帯主となり、さらに多人数養育という点も加わって、委託された子どもを実子という扱いで地

域の中で養育すること、つまり「隠す」ことが難しくなった。よって里親や里親型 GH に比べて地域に対してオープンにならなくてはならない。地域における FH の養育は、社会的養護への理解を地域に広げていくことにもつながる。FH が地域の中に根付いていく中で、地域住民に対して、里親制度のみならず社会的養護に関する深い理解をもたらすことが期待できる。

(2) FH の普及のために

こうした意義と同時に、事業者であることから、①事務的業務の増加へのサポート、②子どもの養育のサポート、③ケースマネジメントの重要性などの課題があることがわかる。

①については、FH は事業者としての位置づけから、事務的業務の負担が里親と比較すると非常に大きい。また、これは家庭養護寮や里親型 GH にはみられなかった負担である。里親、里親型 GH からの移行の場合、事務的業務の負担の増加は大きく、膨大な事務量のため子どもの養育に手が回らない、何をどのように手をつけてよいかわからない、といった声も多い。⁽²⁸⁾ こうした事務負担の大きさに対して、里親と同様、書類整備等の支援体制の整備に努める必要がある。

②について、現行の FH の制度は事業という面が強調され、養育は養育者に任せられサポート体制は不十分な傾向にある。FH では里親型 GH と同様に、養育する子どもの人数の増加から養育者のレスパイトが重要になるが、里親制度では「里親の一時的な休息のための援助の実施について」（2002 厚労省）「里親委託ガイドライン」（2011 厚労省）などでレスパイトケアの活用について明記されているのに対し、ファミリーホームではレスパイトについての規定はない。里親型 GH の実践や、家庭養護寮の実践における家庭養護寮促進協会のサポートの意義からも示唆が得られるように、FH においても、子どもの養育に関するサポート体制の充実が課題となる。

③について、多人数養育を行う FH への子どもの委託やサポートについては、実子や養子を含めて、養育されている子どもや委託する子どもの状態像、関係性を適切に把握し調整することが必要である。多人数養育による子ども同士の育ちあいを FH の意義とする一方で、そうした相互作用は、養育環境の不安定をもたらす危険性があることは、里親型 GH の調査からも指摘できる。FH における多人数養育の意義と役割が適切に機能するためには、これまでの実践の中でも述べてきたように、養育者の努力のみならず、措置権を有する児童相談所のケースマネジメントが課題となる。

里親とも異なるFHの「事業」という性格は、家庭的養護を提供するものとしてはふさわしくないといった懸念もあり、実際に制度化にあたっては、法人格を持たせることについて議論が行われた経過がある。⁽²⁹⁾しかしFHは、子どもからすると事業者であっても家庭的環境の提供などの実際の養育に里親との違いは少ない。わが国の子どもの社会的養護において、これまでの養護形態とは異なる事業者としての意義を活用していくことが期待される一方で、里親制度の発展型として捉え、里親と同様、充実したサポート体制の構築に努めることが課題となる。

また、FHは里親制度から独立したかたちとなるが、FHでも夫婦によるものであれば実際の養育はやはり里親養育が基盤であり、共通の課題も多い。家庭養護寮の実践も、里親制度との関連性についての示唆を含むものであった。よって、FHが家庭的養護の担い手として拡充していくためには、里親制度と並行して発展していくことが必要と考える。

3. 今後の展望

今後の社会的養護のあり方として、地域にFHが整備され、児童相談所や社会的養護に関する施設をはじめ、里親も含む地域の多様な社会資源と相互に連携を図り、適切なサポートを受けながら、それぞれの意義や機能を十分に発揮し、可能な限り連続性をもった環境の中で子どもの養育を行うことが必要である。地域における社会的養護への理解のもと、社会全体で子どもの養育を行うことが求められる。

そのために、まず地域にFHが複数整備されなければならない。現状では、FHの数が増えているといっても地域差は大きい。政策主体が家庭的養護への認識を改め、大胆な政策誘導を行い、FHの課題の解消などの方策を講じる必要がある。

また、FHの先駆的实践であった家庭養護寮がなぜ普及しなかったのかについては、本稿では明確にはならなかったが、FHの今後のあり方に示唆を与えるものとなり得るため、今後明らかにすることが必要であると考え。FHについての研究はまだ少ないが、わが国の社会的養護において独自の意義をもつ形態という理解のもとに、活発に研究が行われ蓄積されていくことが期待される。

注釈・引用

- (1) 津崎哲雄『この国の子どもたち 要保護児童の社会的養護の日本的構築—大人の既得権益と子どもの福祉—』日本加除出版, 2009, p79
- (2) 岡村重夫「家庭養護寮制度の意味」小笠原圭子『若い里母の記録』のじぎく文庫 1962, p10
- (3) 家庭養護促進協会『家庭養護とは何か キーワードで綴る愛の手運動のあゆみ』家庭養護促進協会 大阪事務所 2001
- (4) 家庭養護促進協会、上掲 (3)
- (5) 小笠原平八郎『里親保護—その研究と実践—』川島書店 1967, p23
- (6) 上掲、岡村 (2) p10
- (7) 松本武子『里親制度の実証的研究』建帛社 1991
- (8) 小山修, 澁谷昌史, 才村純, 庄司順一 他『グループホームの現状と課題 (1)』日本子ども家庭総合研究所紀要(39), p83-149, 2002
- (9) 小山修, 澁谷昌史, 才村純, 庄司順一 他『グループホームの現状と課題 (2)』日本子ども家庭総合研究所紀要(40), p73-94, 2005
- (10) 里親ファミリーホーム全国連絡会『里親ファミリーホーム全国実態調査』2005
- (11) 里親ファミリーホーム全国連絡会『里親ファミリーホーム運営実態調査結果の概要』2006
- (12) 里親ファミリーホーム全国連絡会、上掲 (10)
- (13) 「グラビアグラフ 21 「ただいま」と帰れる、みんなの家—群馬県/横堀ホーム—」全国社会福祉協議会『月刊福祉』89(6), 2006
- (14) 横堀 哲夫「施設からグループホームへ—「横堀ホーム」の10年(実践報告)—」『社会福祉研究』(57) 鉄道弘済会社会福祉部 1993
- (15) 相馬直子「社会調査報告 なぜ、今、「グループホーム」なのか—「施設と里親との中間」と位置づけられることの意味」『関連社会科学』(15), 106-114, 2005
- (16) 小山他、上掲 (8) p98
- (17) 御園生直美「里親養育における家族関係の形成—社会的養護と家庭環境(「家庭教育研究奨励金」研究報告)」『家庭教育研究所紀要』(29), 84-93, 2007
- (18) 小山他、上掲 (8) p95
- (19) 小山他、上掲 (9) p79
- (20) 小山他、上掲 (8) p86
- (21) 小山他、上掲 (8) p86

- (22) 里親ファミリーホーム全国連絡会、上掲 (11)
- (23) 『茨城県里親型ファミリーグループホーム事業実施要項』2002
- (24) 里親ファミリーホーム全国連絡会、上掲 (11)
- (25) 『千葉県里親型ファミリーグループホーム制度実施要綱』2003
- (26) 里親ファミリーホーム全国連絡会、上掲 (11)
- (27) 小山他、上掲 (8) p86
- (28) 長谷川寛治「家庭的養護とファミリーホームの役割」北海道における子どもの社会的養護を考える会『会報』(11)2011
- (29) 社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会『「児童部会社会的養護専門委員会」議事録』厚生労働省雇用均等・児童家庭局 2007